

枌の木からの手紙

2018年 5月号



4月20日から、一般の圃場での芋の播種が始まりました。自然農法の畑は、雪融け後1ヶ月が経ち冬を越した土手の緑が目立ち始めましたが作業はまだ。この後、一般の作物の植付け作業が終わってから5月中旬頃、自然農法の畑の芋の播種作業等が始まります。(4月末芋が完了、ビート作業始まり)

種子に関する映画の上映に始まった美幌会の新年度。種子への思いを新たにしました。春の播種作業が出来る根底には、種子があるという事。畑が在っても種子が無ければ…。芋は地下茎を種子として使用し食用としていますが、農家としては、販売しづらい小玉の芋を種子として保存します。小さい芋からは小さい芋が出来やすくこれを毎年続ける事で悪循環になり農家として自分の首を絞める行為をしているのです。この春は無理ですが、収穫の秋にはこの点を念頭に自家種の採種保存を行います。(自家種採取等には、法律上の問題もありますが…)

5月 皐月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5日：立夏

15日：新月 旧 4月 1日

21日：小満

29日：満月 旧 4月 15日



「春來草自生」

春來たらば草自ずから生える

春が来れば草は自然に生えて来る。

草が自分の意志で生えて来るには、それなりの準備をしてその時を待つ以外にない。

草が生えて来るのは当たり前ではなく、自然に生かされている事に感謝する。自然の流れに身を任せなさいという意味もある。



この春は雨が少なく、作業が早まっています。自分で播種作業をする様になって二桁になるだろうか？何故か今年は畝筋が何時に無く気持ちが良い。最初の畝を、土手なりに合わせるのではなく最初と終点の直線を意識した。無駄を少なくする事は必要ですが、無駄を少なくする為の無駄と言う事もあります。畝筋は真っ直ぐな方が気持ちが良い。後々の作業性にも影響して

てくる。土手筋に惑わされずに目標をしっかり持って作った畝筋はなんとも気持ちが良い。

ヒバリ初鳴き 3 / 31

雷シギ 4 / 27

ツツ鳥 5 / 1

桜開花 5 / 2

「自家増殖」

山田 正彦さんの投稿に書かれた、自家増殖を禁止する動きについて。

農林水産省では、種苗法により、農水省に品種登録され、育成者権のついた品種においては、栄養繁殖(根や茎や葉などでの繁殖)する品種に関して、省令で定めた289品目の自家増殖を制限できるとしている。これは、農業

者の自家増殖を禁止する国際条約UPOV条約との整合性を取るために行われていることであり、平成28年度より、制度の改正が、進んでいるという事実がある。

つまり、育成者権が認められた品種についてのみ、かつ栄養繁殖する品種についてのみ、農業者による自家増殖を制限できるということ。

その品種が平成29年にいきなり209品目も追加され、これはもちろん国会の審議は通っておらず、さらに68品目を追加する予定となっている。

また、別途定めるところによると、農業者と育成者権を持つ者が契約を交わすことで、自家増殖を禁止することもできるとしている。

企業が開発費を注ぎ込んで生み出した交配種の知的財産権を保護するという目的は、もちろん理解できるが、自家増殖は生物的には当然の生殖活動である。

そのため、種子の譲渡や販売は禁止するのは理解できるが、自家増殖、再生産まで禁止するのは、生物的に考えてもおかしいのではないかと僕は考えている。

現状は、育成者権が認められたもので、かつ栄養繁殖する品種のみとされているが、このpdfを読む限りは、イモ類や、トマトやイチゴなども栄養繁殖するため、当然、制限がかかる可能性がある。この動きが、何の抵抗もなく加速すると、最終的には種子繁殖するものにまで波及するのではないかと不安がある。

いずれにしろ、知的財産権を侵害することは、法的にも倫理的にも行うべきではないという認識ではあるのは間違いないが、現状、育成者権の及んでいない固定種や在来種に関しては、できるだけ種子を保管し、自家増殖による再生産の道を残しておくことが必要と、僕は考えている。

※自家増殖と表現するのは、採種自体の制限ではなく、採種及び再生産の事を指し、つまり再利益を上げることを禁止するという事ではないかと解釈している。

※農水省の情報源

<http://www.maff.go.jp/.../.../syubyou/17/attach/pdf/index-35.pdf>

農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類の拡大(案)について 農林水産省 食料産業局

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	26	9	145	84	25	289
追加予定	5	0	41	14	8	68
計	31	9	186	98	33	357

平成29年度に追加予定の植物の例

野菜類 :アサツキ、タイサイ、サイシン、セルリー、ユウガオ

草花類 :アニコザントス、オシロイバナ、オダマキ、キンギョソウ、グロクシニア、スイセン、ネモフィラ、ハラン、ヒナギク、ルドベッキア等

観賞樹 :アセビ、イボタノキ、ジンチョウゲ、センダン、ソネリラ、ドリクニウム、マンサク、レンギョウ等

きのこ類 :えのきたけ、エリンギ、なめこ、めめりすぎたけ、ぶなしめじ等

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 6